

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	5,013,000千円 -----	2018.3.20 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 アラン・ビーター・カエタノ外務大臣	2018.4.9 135号
フィリピン	マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画の贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,000,000千円 2019.3.31まで	2018.3.20 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 アラン・ビーター・カエタノ外務大臣	2018.4.9 136号
フィリピン	カヤエン・デ・オロ川流域洪水予警報システム改善計画の贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	カヤエン・デ・オロ川流域洪水予警報システム改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,278,000千円 2023.2.28まで	2018.6.13 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 アラン・ビーター・カエタノ外務大臣	2018.6.25 217号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	325,000千円 2026.12.31まで	2018.6.13 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 アラン・ビーター・カエタノ外務大臣	2018.6.25 218号
フィリピン	人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入	238,000千円 2024.12.31まで	2018.6.13 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 アラン・ビーター・カエタノ外務大臣	2018.6.25 219号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。